十二　法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の承認をした場合	一　承認を受けた者の氏名等及び本籍 二　営業所の名称及び所在地 三　承認年月日 四　許可番号
十三　法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の承認をした場合	一　合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍 二　営業所の名称及び所在地 三　承認年月日 四　許可番号
十四　法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の承認をした場合	一　分割により特定遊興飲食店営業を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍 二　営業所の名称及び所在地 三　承認年月日 四　許可番号

第八十七条第二項の表中五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

五　特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人等が法第三十一条の二十四若しくは法第三十一条の二十五第一項の規定による処分の事由となる違反行為をし、又は特定遊興飲食店営業者が当該処分に違反したと認める場合	一　当該特定遊興飲食店営業者が個人である場合には、その氏名等及び本籍 二　当該特定遊興飲食店営業者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍 三　営業所の名称及び所在地 四　許可番号 五　当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項 六　当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日 七　当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容

第五章中第八十七条を第百十三条とする。

第八十六条第一項中「第十二条（第二十八条」を「第十一条（第二十六条第三項、第七十九条及び第九十四条第三項」に、「第十七条及び第四十三条第二項（第五十四条第二項及び第六十五条第二項」を「第十六条（第二十二条、第八十四条及び第九十条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第二項（第五十五条第二項及び第六十六条第二項」に改め、同条を第百十二条とし、第八十五条を第百十一条とする。

第八十四条中「別記様式第四十三号」を「別記様式第四十九号」に改め、同条を第百九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（風俗環境保全協議会）

第百十条　法第三十八条の四第一項に規定する風俗環境保全協議会の委員は、公安委員会が委嘱する。

第八十三条を第百八条とする。

第八十二条第一項中「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。次条において同じ。」を削り、同条を第百七条とする。

第八十一条中「無店舗型電話異性紹介営業を営む者」の下に「、特定遊興飲食店営業者」を加え、同条を第百六条とする。

第八十条中「第五十五条」を「第五十六条」に改め、第四章第七節中同条を第百五条とし、同節を同章第八節とする。

第七十九条中「第四十一条の」を「第四十二条の」に、「第四十一条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、第四章第六節中同条を第百四条とする。

第七十八条第一項中「別記様式第四十一号」を「別記様式第四十七号」に改め、同条第二項中「別記様式第四十二号」を「別記様式第四十八号」に改め、同条を第百三条とする。

第七十七条中「第二十二条第四号」を「第二十二条第一項第四号」に改め、同条第一号中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十三項第四号」に改め、同条を第百二条とし、第七十六条を第百一条とする。

第七十五条第二号中「いす」を「椅子」に改め、同条を第百条とする。

第七十四条中「第三十二条第一項第一号」を「第三十二条第一項」に改め、同条第三号中「第七十七条」を「第百二条」に改め、同条第六号中「第三十一条」を「第三十二条」に改め、同条第七号を削り、同条を第九十九条とする。

第四章中第六節を第七節とし、第五節の次に次の一節を加える。

第六節　特定遊興飲食店営業の規制等

（特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準）

第七十五条　法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一　客室の床面積は、一室の床面積を三十三平方メートル以上とすること。

二　客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。

三　善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。

四　客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。

五　第九十五条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

六　第三十二条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

（ホテル等内適合営業所の基準）

第七十六条　法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一　営業所が設けられる階の当該営業所以外の部分並びに当該階の直上階（当該営業所が最上階に設けられる場合は屋上）の当該営業所の直上の部分及び直下階の当該営業所の直下の部分を旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けてホテル営業若しくは旅館営業を営む者（以下この条において「ホテル等営業者」という。）又は風俗営業者、特定遊興飲食店営業者若しくは深夜において酒類提供飲食店営業若しくは興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第二項に規定する興行場営業を営む者が管理すること。

二　バルコニーを設置する場合にあつては、バルコニーに通じる出入口に二重扉を設けること。

三　非常の場合を除き、営業所が設けられる施設のうちホテル等営業者が管理する部分を通じてのみ客（客となろうとする者を含む。次号において同じ。）が営業所に出入りできるような構造であること。

四　営業所への客の出入りをホテル等営業者が適切に管理することが見込まれること。

五　営業所が設けられる旅館業法第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業に係る施設が法第二条第六項第四号に規定する営業の用に供されるものでないこと。